

目次

○環境改善コース	4
1. どのような「中小企業事業者」が助成の対象となりますか。資本金等がない場合は、どのよう に判断するのですか。	4
2. 事業場の定義はありますか。また、事業場の開設期間の要件は何かありますか。	4
3. どのような労働者が「賃金引上げ労働者数」に算入できますか。	4
4. 現在見習い中で、数ヶ月後に賃金引上げを予定している労働者がいます。その労働者の賃金 も、事業場内最賃とみなされるでしょうか。	4
5. 改定後の地域別最低賃金が発効された場合、発効前の事業場内最低賃金を基準に 30 円以上引き 上げれば対象になりますか。	5
6. 在籍出向で出向してきているスタッフや、派遣会社から派遣されているスタッフは「常時使用 する労働者の数」「賃金引き上げ労働者数」「事業場内最低賃金の算定」の対象となります か。	5
7. 賃金引上げはどのタイミングで行えば良いですか。	5
8. 事業場内最低賃金の引上げを 2 回に分けて行うことはできますか。	5
9. 賃上げ対象者が交付決定後に自己都合退職してしまいました。補助金の対象となりますか。	5

10. 個人事業主が法人化した直後でも助成対象となりますか。	6
11. 申請を行う事業場に異動してから6か月を経過していない労働者の賃金を引き上げる場合、助成対象となりますか。	6
12. 新規事業を開始するための設備投資は助成対象となりますか。	6
13. 事業場内最低賃金はどのように算定するのですか。	6
14. 歩合給を支払っている場合、事業所内最低賃金はどのように算定するのですか。	7
15. 歩合給を支払っている場合、賃金引き上げはどのように行うのですか。	7
16. リース料金や保守料金はどの期間まで対象となりますか。	7
17. 設備導入のための、運賃、搬入費、取付費用等は助成対象となりますか。	7
18. 福祉車両（特殊車両）を導入します。車両本体以外の関連費用も対象となりますか。	7
19. 除雪機を導入したいのですが、実績報告までに雪が降らず効果が確認出来ない場合は対象外ですか。	8
20. 中古品の購入は助成対象となりますか。	8
21. 設備投資等を自社で施工、製造するものでも助成対象となりますか。	8
22. 老朽化して機能が低下した設備、破損した設備の更新を行った場合も助成対象となりますか。	8
23. 備品や什器の購入は補助対象となりますか。	8
24. 雑役務費はどのような費用が補助対象になるのですか。	8

25. 広告費用は対象となりますか。	8
26. 助成対象経費をクレジットカード等で支払ってもいいのですか。	9
27. 10人未満の事業場でも、就業規則について届出が必要ですか。	9
28. 今回賃上げを行うのはパート従業員のため、就業規則の改正はパート用のみで良いですか。	9
29. 交付申請後にキャリアアップ助成金の支給決定を受けました。交付申請額を増額したいの が。	9
○スキルアップ研修補助金	9
30. 研修を受けるのが事業主や役員の場合でも助成対象ですか。	9
○その他.....	10
31. 過去に上乘せコース（または拡大コース、環境改善コース）を申請しましたが、今回も申請す ることはできますか。	10
32. 過去にキャリアアップ助成金の支給決定またはキャリアアップ・ユニバーシティの講座を受講 し、補助上限額上乘せで申請を出しました。同じ事業場で今回新たに申請する場合、再度補助 上限額を上乘せして申請することはできますか。	10
33. 設備導入により作業時間短縮が図られ、従業員の休憩時間の確保が図られますが、環境改善コ ースの対象となりますか。	10

34. やまなしキャリアアップ・ユニバーシティの講座を従業員1名が受講しましたが、環境改善コ

ースに申請する場合、その従業員が関わっている事業での設備投資でなければ認められません

か。 10

○環境改善コース

1. どのような「中小企業事業者」が助成の対象となりますか。資本金等がない場合は、どのように判断するのですか。

(答)

対象となる「中小企業事業者」については、要綱及び要領に定められているとおり、資本金等又は常時使用する労働者数のいずれかを満たす事業者が該当します。いわゆる「みなし大企業」(大企業が発行株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している場合等)については、対象外となります。なお、医療法人、社会福祉法人、NPO法人等で、資本金の額又は出資の総額がない場合は、常時使用する労働者数により判断します。

2. 事業場の定義はありますか。また、事業場の開設期間の要件は何かありますか。

(答)

事業場とは、一定の場所(工場、店舗等)において相関連する組織のもとに継続的に行われている作業の一体をいい、同一の場所にあるものは原則として一つの事業場をみなします。ただし、同一の場所にあっても著しく労働の態様を異にする部門が存在する場合には、別個の事業場としてとらえることもあります。

また、新規事業場開設のための設備投資は助成対象となりません。(Q12 参照)

3. どのような労働者が「賃金引上げ労働者数」に算入できますか。

(答)

雇い入れ後6か月を経過した労働者で、次の①②に当てはまる方が対象です。なお、この「労働者」とは、労働基準法の適用を受ける労働者のことを指します。

①賃金を引上げ前事業場内最低賃金から30円以上引き上げた方。

②引上げ前の賃金が引上げ前事業場内最低賃金以上・引上げ後事業場内最低賃金未満だった労働者で、30円以上賃金を引き上げた方

(賃金引上げ前から、引上げ後事業場内最低賃金以上の賃金だった方は、賃金を引き上げても対象になりません)

4. 現在見習い中で、数ヶ月後に賃金引上げを予定している労働者がいます。その労働者の賃金も、事

業場内最賃とみなされるでしょうか。

(答)

見習い、研修、試用期間中等の労働者について、一定期間経過後に予定される賃金引上げは、事業場内最賃の引上げには当たりません。これら以外の労働者の賃金額のうち最も低い額を事業場内最賃とする必要があります。

5. 改定後の地域別最低賃金が発効された場合、発効前の事業場内最低賃金を基準に 30 円以上引き上げれば対象になりますか。

(答)

対象になりません。改定後の地域別最低賃金を基準に事業場内最低賃金を定め、その事業場内最低賃金を 30 円以上引き上げる必要があります。

例えば、改定後の地域別最低賃金 (988 円→1,052 円) が発効される場合、発効日の当日 (12 月 1 日) に事業場内最低賃金の引き上げ (1,000 円→1,052 円) を実施し、その引き上げ分で申請することはできません。

6. 在籍出向で出向してきているスタッフや、派遣会社から派遣されているスタッフは「常時使用する労働者の数」「賃金引き上げ労働者数」「事業場内最低賃金の算定」の対象となりますか。

(答)

補助対象事業者が雇用し、給与を支払っている労働者ではないため、対象となりません。

7. 賃金引上げはどのタイミングで行えば良いですか。

(答)

令和 8 年 3 月 1 4 日から実績報告の間に行ってください。交付申請前であっても構いません。また、実績報告の前に、1 回以上引上げ後の賃金で支払いを行ってください。

8. 事業場内最低賃金の引上げを 2 回に分けて行うことはできますか。

(答)

事業場内最低賃金の引き上げについて 2 回に分けて行うことはできません。1 度に 30 円以上の賃上げが必要です。

9. 賃上げ対象者が交付決定後に自己都合退職してしまいました。補助金の対象となりますか。

(答)

賃金を引き上げ、引き上げ後退職の日まで勤務し、引き上げ後の賃金が支払われていれば勤務日数にかかわらず対象となりますが、実績報告の際に、様式第 1 号の 2 の引き上げ労働者の内訳欄にその旨分かるように記載してください。

また、社印の押印があり退職事由等の記載がある証明書類や退職届の写しなどを併せてご提出ください。

10. 個人事業主が法人化した直後でも助成対象となりますか。

(答)

賃金引き上げ対象の労働者が、法人化前から雇い入れられ6か月を経過している場合は、法人化後の経過期間にかかわらず、助成対象となり得ます。

11. 申請を行う事業場に異動してから6か月を経過していない労働者の賃金を引き上げる場合、助成対象となりますか。

(答)

賃金引き上げ対象の労働者が、雇い入れから6か月を経過している場合は助成対象となります。

12. 新規事業を開始するための設備投資は助成対象となりますか。

(答)

既存の労働環境の改善のための補助金であるため、新規事業開始や、新規事業場開設のための設備投資は助成対象となりません。

13. 事業場内最低賃金はどのように算定するのですか。

(答)

事業場内最低賃金の算定方法は、地域別最低賃金と同様の考え方で、最低賃金法第4条及び同法施行規則第1条ないし第2条の規定により算定されます。

<例>

- ①時間給制の場合…時間給
- ②日給制の場合…日給÷1日の所定労働時間
- ③月給制の場合…月給÷1か月平均所定労働時間

※次の賃金は算入しない

- ・臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ・1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ・所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ・所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ・午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ・精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

①～③を組み合わせている場合は、①～③の時間あたりの金額を合算して算出します。

<例>

時給 1,000 円、食事手当日額 400 円、役職手当月額 4,000 円、通勤手当 2,000 円

1日所定労働時間 8 時間、1 か月平均労働時間 120 時間の場合

1,000 円 + 400 円 ÷ 8 時間 + 4,000 円 ÷ 120 時間 = 1,083 円 ※通勤手当は算入しない

14. 歩合給を支払っている場合、事業所内最低賃金はどのように算定するのですか。

(答)

固定給の他に歩合給を支払っている場合は、次のとおり算定します。

- ① 各労働者の申請直近の1年間（雇入れ後1年に満たない者については少なくとも3月間）の歩合給合計額を、その間の総実労働時間で除す。
- ② ①の額に、固定給の時間当たりの額を加える。
- ③ ②の額のうち、最も低い時間当たりの賃金額とする。

15. 歩合給を支払っている場合、賃金引き上げはどのように行うのですか。

(答)

引上げの方法（固定給の引上げ、歩合給の支給条件の変更等）は問いませんが、引上げ前の事業場内最低賃金に対し、引上げ後の各賃金算定期間において、30円以上の引き上げとする必要があります。

したがって、例えば、固定給について30円以上引き上げ、歩合給の支給条件については変更しない場合、賃金引上げ後のある賃金算定期間において歩合給が低額となった場合、時間当たりの賃金額が所定の引上げ額に満たないことがあります。そのときの当該期間については、別途、当該不足額に相当する額以上の賃金を支払うこととし、その旨を就業規則等に定める必要がありますのでご注意ください。

16. リース料金や保守料金はどの期間まで対象となりますか。

(答)

リース、ローン契約、ライセンス契約、保守契約等の経費の支払の場合、助成対象となる経費は、実績報告前に支払われたものに限り、この場合、複数年分を前払いした場合は、助成実施年度を含め3年分が助成対象となります。

17. 設備導入のための、運賃、搬入費、取付費用等は助成対象となりますか。

(答)

導入に係る費用のため、助成対象となります。

18. 福祉車両（特殊車両）を導入します。車両本体以外の関連費用も対象となりますか。

(答)

購入に際して支払を要する費用のうち、車両本体以外で助成対象となるものは、検査登録（届出）手続の代行費、車庫証明手続の代行費、納車費用等です。

一方、対象とならないものは、検査登録（届出）手続預かり法定費用、車庫証明手続預かり法定費用、販売車両リサイクル料金、自動車取得税、自動車重量税、自動車賠償責任保険等です。

なお、希望ナンバー交付手数料のほか、オーディオ等のオプション装備についても原則として対象外ですが、カーペットマット、サイドバイザー（ドアバイザー）等通常装備されるものについては助成対象となります。

19. 除雪機を導入したいのですが、実績報告までに雪が降らず効果が確認出来ない場合は対象外ですか。

(答)

過去に除雪機を使用しない除雪の実績があり、除雪機を導入することで労働環境の改善が明らかに見込めるのであれば、実績報告までに実績が無くても助成対象となります。

ただし、想定される使用頻度が極端に低いものについては、労働環境の改善に資するとはいえず、助成対象とならないことがあります。

20. 中古品の購入は助成対象となりますか。

(答)

助成対象となりますが、型式や年式が同程度の物品について、2者以上の中古品流通事業者から相見積もりを取得する必要があります。2者以上からの取得が困難な場合は、事務局までご相談下さい。

中古品流通事業者以外からの取得は助成対象となりません。

21. 設備投資等を自社で施工、製造するものでも助成対象となりますか。

(答)

原則として、自社で施工、製造するものは助成の対象外ですが、施工等に要する原材料費のみを事業費とするものは助成対象となります。

22. 老朽化して機能が低下した設備、破損した設備の更新を行った場合も助成対象となりますか。

(答)

既存の機器設備等の老朽化又は破損に伴い、同等性能の機器設備等を導入することは助成対象となりません。ただし、老朽化又は破損したことを機に、既存の機器設備等より高い能力を有する上級機器を導入し、それにより、労働環境の改善に資することが認められれば助成対象となります。

23. 備品や什器の購入は補助対象となりますか。

(答)

原則として、備品や什器の購入は補助対象外となります（電子レンジや炊飯器、ヘアアイロンなど）。ただし、厚生労働省の指針等に照らし、当該経費が本事業の目的である労働環境改善に直接資するものであることが明確であり、かつ、申請書類等によりその効果が合理的に説明される場合は、補助対象とする場合があります。

24. 雑役務費はどのような費用が補助対象になるのですか。

(答)

受講料等の費用が補助対象となります。（ただし、試作・実験費、造作費を除く。）

25. 広告費用は対象となりますか。

(答)

広告費用や展示会の出展費用など、通常の事業活動に伴う経費は助成対象となりません。

26. 助成対象経費をクレジットカード等で支払ってもいいのですか。

(答)

領収書を受領する現金払いまたは申請者名義での銀行振込のみとします。小切手や手形、クレジットカードでの支払いは不可です。

27. 10人未満の事業場でも、就業規則について届出が必要ですか。

(答)

既に労働基準監督署に就業規則を届け出ている場合は、変更の届け出が必要です。

就業規則を届け出していない場合は、就業規則に準ずるものとして、

①賃金引上げ後の事業場内最賃及び賃金引上げ日を定め、作成者（事業場名）、作成年月日等を記載した書面を作成してください。

②就業規則に準じて労働者代表からの意見書を添付してください。

この書面は労働基準監督署への届出は必要ありませんが、作成後は労働者に対して周知してください。

交付申請書または実績報告書には、①及び②を添付することで、就業規則の写しに代えることができます。

なお、一般的な労働契約書及び労働条件通知書は、就業規則に準ずるものには当たりません。

28. 今回賃上げを行うのはパート従業員のため、就業規則の改正はパート用のみで良いですか。

(答)

今回設定した事業場内最低賃金は事業場の全労働者に適用する必要がありますので、雇用形態により就業規則が分かれている場合は、全ての就業規則を改正するか、いずれかの規則に全労働者に適用する旨を記載してください。

29. 交付申請後にキャリアアップ助成金の支給決定を受けました。交付申請額を増額したいのですが。

(答)

変更承認申請書（様式第3号）に、キャリアアップ助成金支給決定通知書の写しを添えて変更申請を行ってください。

既に実績報告書を提出している場合は、交付申請兼実績報告書（追加）（様式第9号）で増額分を申請してください。

○スキルアップ研修補助金

30. 研修を受けるのが事業主や役員の場合でも助成対象ですか。

(答)

自社のスキルアップ推進のための研修であれば、受講者が事業主や役員でも助成対象です。

○その他

31. 過去に上乗せコース（または拡大コース、環境改善コース）を申請しましたが、今回も申請することはできますか。

（答）

可能です。ただし、前回の申請に係る賃金引上げが完了した日以降に、事業場内最低賃金を引き下げた場合は、申請出来ません。

なお、過去に、補助上限額を上乗せして申請を行った事業場については、今回の申請で補助上限額を上乗せして申請することはできませんので、ご注意ください。

32. 過去にキャリアアップ助成金の支給決定またはキャリアアップ・ユニバーシティの講座を受講し、補助上限額上乗せで申請を出しました。同じ事業場で今回新たに申請する場合、再度補助上限額を上乗せして申請することはできますか。

（答）

同じ事業場で再度補助上限額を上乗せして申請を出すことはできません。

33. 設備導入により作業時間短縮が図られ、従業員の休憩時間の確保が図られますが、環境改善コースの対象となりますか。

（答）

時間短縮など労働能率の向上に資する設備導入は厚生労働省の業務改善助成金等の対象となるため本補助金の対象外です。

34. やまなしキャリアアップ・ユニバーシティの講座を従業員1名が受講しましたが、環境改善コースに申請する場合、その従業員が関わっている事業での設備投資でなければ認められませんか。

（答）

講座受講した従業員が関わっていない事業での設備投資であっても、事業場の労働環境改善に資する事業であれば認められます。